

湯沢市消費生活センターだより

5月は消費生活センターだより

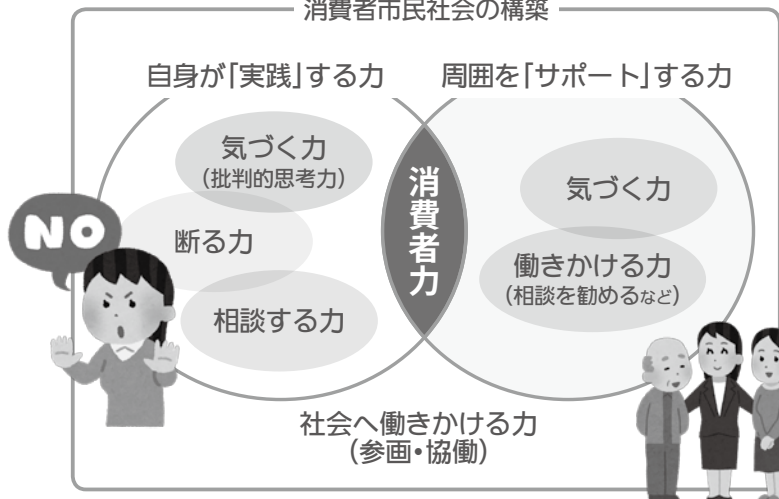
消費者保護基本法が昭和43年5月に施行、その後、施行20周年を機に昭和63年から毎年5月を「消費者月間」とし、全国的に消費者問題に関する啓発・教育などの事業を集中的に行っています。



消費月間テーマ

『デジタル時代に求められる消費者力とは』

消費者市民社会の構築



心配なとき、困ったときは、早めに相談を！

問 湯沢市消費生活センター (市役所本庁舎 1階)
 受付時間 (平日) 午前8時30分～午後5時
 相談無料、専用相談室あります。 ☎ 72-0374

土曜、日曜、祝日は「消費者ホットライン」局番なし188番(いやや!)でご相談を受け付けています。

「商品の購入や契約トラブル」「借金の返済」でお困りの方 ご相談ください



日常生活に最も身近な消費に関する知識を身に付け、自分自身で被害を防止できること、友人や家族など周りの変化に気づき、被害の早期発見や解決に結びつけることができる消費者であることが求められています。

一人ひとりの力を合わせみんなが支え合い、消費者被害を無くしましょう。

消費生活パネル展 開催中

～身近な消費生活について、知って、考えてみませんか～

- 期 間 5月17日(金)まで
- 場 所 市役所本庁舎 1階市民ロビー



3月1日

あそう 麻生 ユキ さん
 おめでとうございます

昔は畑で葉タバコを生産しており、その後は趣味の野菜作りなどをして家族の為に70代まで頑張ってきたというユキさん。お話しをするのが好きで、ひ孫さんとも楽しく過ごしているそうです。



3月24日

ふじわら 藤原 マツエ さん
 おめでとうございます

リンゴ農家の仕事を頑張ってきたというマツエさんは、3年前まで収穫作業を手伝っていました。ご家族からは、昔から運動が好きで健康的に過ごしてきましたと伺いました。

百歳長寿のお祝い